

発議第1号 説明資料

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表

現 行 規 則	改 正 規 則
<p>○幕別町議会会議規則 (昭和62年3月24日 議会規則第1号)</p> <p>第1条～第80条 略 (起立による表決)</p> <p>第81条 議長は、表決を採ろうとするときは、<u>問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</u></p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>第82条～第86条 略 (簡易表決)</p> <p>第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、<u>起立の方法</u>で表決を採らなければならない。</p> <p>第88条～第130条 略</p>	<p>○幕別町議会会議規則 (昭和62年3月24日 議会規則第1号)</p> <p>第1条～第80条 略 (電子表決システム等による表決)</p> <p>第81条 議長は、表決を採ろうとするときは、<u>電子表決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</u></p> <p>2 <u>電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項及び第87条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要であると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。</u></p> <p>4 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>第82条～第86条 略 (簡易表決)</p> <p>第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、<u>電子表決システムによる方法</u>で表決を採らなければならない。</p> <p>第88条～第130条 略</p>